

立命館大学大学院法務研究科 2018年度自己評価報告書

目次

- I 育成する人材像と研究科の教学目標
- II 研究科を取り巻く情勢と2018年度の教学課題
- III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況
- IV F D等の授業改善
- V 2019年度入試
- VI 学習・進路就職支援
- VII 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用
- VIII 法務研究科の運営について
- IX 2018年度研究業績

I 育成する人材像と研究科の教学目標

1. アドミッションポリシー

本研究科は、「私立京都法政学校」から始まる100年にわたる立命館建学の精神および教育理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持った法曹を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

より具体的には、本研究科は、「地球市民法曹」の養成を教育目標として掲げている。「地球市民法曹」とは、第1に、グローバル化の進展の下で市民の立場に立って地球的視点で活動できる法曹であり、第2に、法曹として様々な専門分野(国際取引、知的財産法、税制度、環境保護、刑事弁護、家事法務等)をもって活躍する法曹であり、第3に、鋭い人権感覚を有し公共性の担い手として活躍する法曹である。

2. 学力形成・進路就職目標

(1) 地球市民法曹養成のための特色あるプログラム

教育理念である地球市民法曹養成のために、本研究科は、第1にグローバルな視点の養成という点では、アメリカン大学からの派遣教員による「英米法」の講義や、その協力の下にワシントンD. C. で実施している「外国法務演習 I (ワシントン・セミナー)」、シドニー大学と共同で開講している「京都セミナー」及び単位外となるが「東京セミナー」といった科目によって、その実現を図っている。

第2の法曹としての専門分野の能力開拓は、展開・先端科目の講義4単位と演習4単位をセットで履修できることとすることで、専門分野の知識を体系的に身につけ、さらに、実務的な応用力を付けることを図っている。

第3の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、「リーガルクリニックⅠ・Ⅱ」及び「エクスターンシップ」という臨床系科目の選択必修制によって現場の感覚を学ぶことで、その実現を図っている。リーガルクリニックⅠに関しては、舞鶴市と連携しての出張法律相談を実施し、また、同Ⅱについても大津市で法律相談を実施している。エクスターンシップの実習受入先確保については、京都・大阪・奈良の3弁護士会、民間企業及び地方自治体の法務部門との連携に努め、一定数の受け入れ先を確保している。

これらのプログラムは、本研究科における法曹養成教育の特色として、受験生、学生、社会にアピールしているとともに、2017年度に実施された日弁連法務研究財団による認証評価にあたってはA評価と高く評価されている。

(2) 司法試験合格に向けた学力形成

本研究科は、司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、上述のような特色ある質の高い法曹を送り出していくことを目指している。法曹になるためには司法試験に合格しなければならない。2018年度司法試験においては、全国18位となる15名の本研究科修了者が合格した。合格者数が前年度より6名減り、合格率は11.4%であった（前年度は12.1%。2018年度の全国平均は24.7%）。今後とも教育内容・方法の一層の改善を進め、また修了後の継続的学習の環境形成・サポート体制も充実させていかなければならない。

Ⅱ 研究科を取り巻く情勢と2018年度の教学課題

1. 社会的環境

2017年度まで法科大学院を受験する者は、予め全国共通試験である適性試験を受験することが必須要件として課されていた。しかし、適性試験については、従来、試験の実施時期が早期に過ぎ、また、2万円を超える受験料負担も軽くないことから、法科大学院進学志望の妨げになっているのではないかという意見が出されていた。このような意見とともに、全国の法科大学院実受験者の減少に歯止めがかからない状況を受けて、文部科学省中央教育審議会は、2018年度より、法科大学院入試受験に当たっての適性試験の受験を任意とすることを決定した。その結果、全国の各法科大学院は入試判定にあたって適性試験の結果を使用しないこととしたため、2018年度は、適性試験自体、実施されなかった。したがって、現時点では、2018年度の全国の法科大学院実受験者数は不明である。

適性試験の任意化によって、法科大学院受験へのハードルはやや下がったが、2018年度以降法科大学院の進学志望者が増加するかどうかは予断を許さない状況である。実際、本学志願者は2018年度も引き続き減少しており、非常に厳しい環境が続いている。これに加え、司法試験合格者の就職難に関する報道などにより、法科大学院進学希望者の数の減少が、いつ下げ止まるか不明な状況である。

他方、司法試験合格者は、当初の目標が3,000人であったが、2008年度2,065人、2009年度2,043人、2010年2,074人、2011年度2,063人、2012年度2,102人、2013年度2,049人と2,000人以上を維持してきたが、2014年度1,810人となって、初めて2,000人を下回り、2015年度も1,850人となった。さらに、2016年度1,583人と大きく減少したが、2017年度には、1,543人と微減となった。2018年度は1,525人となり、2017年度に引き続いて微減となった。いずれにしても、司法試験合格指数の減少傾向は続いている。

以上のように、法科大学院は制度的に非常に厳しい環境のもとに置かれている。本法科大学院においても、2019年入試（2018年度実施）では、上述したように（なお、詳しい分析

はVを参照)、受験者数が減少した。ただし、受験者数の減少にもかかわらず、本法科大学院への入学者は増加した。

2. 学生実態

本法科大学院の2018年度入学者は31名であり、過去最低の入学者数であった2017年度に比べて13名増加した(2019年度は46名である)。法学未修者の入学者数が例年並みに回復し、未修の入学者は11名であった。これを出身大学別にみると、立命館大学からの入学者が最も大きく、19名(法学部出身18名、文学部出身1名(既卒))であり、立命館大学出身者が61.3%と昨年度と同様過半数を占める状況になった。社会人(大学又は大学院修了後1年以上経過し、23歳以上の者)の入学者は9名であった。うち法学部以外の学部出身者は3名であった。

入学者の男女比率は、2018年度は、既修は女性7名対男性13名であった。未修は女性7名対男性4名であった。入学者全体では、女性14名対男性17名である。

2018年度の休学者は1名(継続1名、新規0名)、退学者は7名(うち、休学終了をもって退学した者は0名)、除籍者0名であった。なお、回生進行保留(原級留置)者は5名(既修2名、未修3名)であった。休学理由は、病気0件、経済的理由1件、勤務の都合0件である。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者もおり、法科大学院の学習が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。

3. 教育体制

本法科大学院の2018年度の専任教員総数は25名であり、本法科大学院の収容定員に必要な教員数を超えている。また、実務家教員も必要数に達しており、教育については適切な教員を確保している。今後とも計画的な人事により、継続的な教員確保を行い、また、教員の教育に必要な能力の適切な評価を継続する必要がある。

Ⅲ カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

1. カリキュラムの実施状況

(1) 法律基本科目

① L1科目

L1における基礎的な学修の確保を図る観点から、段階的学習にも配慮しつつ、法律基本科目を春学期と秋学期に手厚くかつバランスよく配置している。現在、春学期に、憲法A(3単位)、民法(4単位・契約法Ⅰ)、民法Ⅱ(2単位・不法行為)、刑法A(4単位)、商法Ⅰ(2単位)、行政法Ⅰ(1単位)を配置し、秋学期に、憲法B(1単位)、民法Ⅲ(2単位・担保法)、民法Ⅳ(2単位・契約法Ⅱ)、民法Ⅴ(2単位・家族法)、刑法B(2単位)、商法Ⅱ(2単位)、商法Ⅲ(2単位)を配置している。

② L2・S1科目

演習については、L2・S1の混合クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。しかし、未修既修の別ではなく、学生の到達水準の差に由来するクラス運営の困難さを生じる場合も認められており、必要性が高くかつ条件の整う科目(刑事訴訟法演習)においてグレード制を実施している。グレード制の取り組みが、学生の学力向上に役立っているかは、難しい問題である。FDフォーラム等をはじめグレード制の効果については検証が継続的に行われており、今後も検討が続けられるべきである。

③ 必修講義科目や演習はクラス指定制であるが、クラス変更を希望する院生が一定数存在する。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、

クラス運営上の支障を生じない範囲内でクラス変更を認めている。

(2) 実務基礎科目

① 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数で担当しているが、このチームティーチングの実質化に引き続き取り組んでいる。部門ごとに教材作成や教授方法、テーマ選択などについて検討されている。このような入念な検討が行われることを通じて、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営のあり方が具体化されている。

また、公法、刑事法、民事法のすべての実務総合演習科目で、履修前提科目のGPAに基づいてグレード別クラスを編成し、学生の到達レベルに応じた指導が行き届くように徹底している。このようなグレード制がどの程度効果を上げているかは、引き続き検討が必要である。

② 実習科目

リーガルクリニックⅠ（法律相談）、リーガルクリニックⅡ（女性と人権）、エクスターンシップの3科目のうち1科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である。2018年度の受講生は、リーガルクリニックⅠ8名、リーガルクリニックⅡ5名、エクスターンシップ10名であった。事前説明会と申し込みによる選抜、マナー&守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出、報告会、事後指導のスタイルは完全に定着している。

③ リーガルリサーチ&ライティングを必修科目とし、未修者、既修者ともに各々の1年目に配置している。

(3) 基礎法学・隣接科目及び先端展開科目

① 科目展開

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に応えられていると評価できる。基礎法学・隣接科目及び先端展開科目では、問題関心に沿って選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると評価することができる。

また、先端展開科目については、2016年度以降、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法務型法曹、刑事法務型法曹の6つの履修モデルを用意し、受講生が目指すそれぞれの法曹像にあわせて履修するように指導している。

② 特色ある科目

a) アメリカン大学との協定に基づき実施しているワシントンセミナー（外国法務演習Ⅰ）には、2018年度は7名の受講生、1名の本研究科修了生及び4名の弁護士が参加した。入学者数が減少しているにもかかわらず、一定数の参加者を確保することができたことは評価することができる。本科目は地球市民法曹養成の趣旨に適合する科目であり、今後も、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

b) 京都セミナー（現代法務特殊講義）は、2018年度も2月（2019年）に朱雀キャンパスで実施した。「英語で学ぶ日本法」のテーマで、元シンガポール大使を講師として招聘するほか、立命館大学、学習院大学、成城大学、筑波大学、名古屋大学、早稲田大学、神戸大学、シドニー大学、クィーンズランド工科大学、北浜法律事務所より講師を招へいし、講義はすべて英語で行われた。参加者数は64名（本研究科院生4名、法学研究科院生1名、法学部生2名、APU学生5名、シドニー大学学生32名、クィーンズランド工科大学9名、オーストラリア国立大学10名、その他1名）であった。本科目についても、地球市民法曹養成の観点から、法科大学院受講生を増加させる努力を継続する。

c) そのほかの現代法務特殊講義として、「民事介入暴力」、「最高裁憲法判例」、「複雑民事訴訟」「民法（債権法）改正」の4科目を開講した。

d) 応用人間科学研究科と共同開講している「司法臨床研究」については、リーガルクリニ

ックⅡの受講生を中心に履修指導を行った。

(4) 定期試験

法律基本科目の講義科目および演習科目ならびに、実務基礎科目のうち実務総合演習については、すべて定期試験科目として執行している。また、受講生の学修時間を確保するために、最終講義日から定期試験まで一定の間隔（いわゆるリーディングピリオド）をおくように配慮している。

(5) 成績評価

① 成績評価については、2012年3月27日の教授会において、同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないよう、科目担当者会議を行い、成績評価基準の統一を図ること、単独で担当の科目についても厳格かつ適正な成績評価を行うこと、試験講評は、到達目標との関係がわかるように書くこと、出席していることだけで、平常点を付与することはしないこと等を改めて決議した。この内容は毎年確認されている。また、2014年度には、成績評価の客観化を一層徹底するために、科目の特性に応じて、先端展開科目を除く同一科目複数担当科目について、クラス間での成績分布に極端な偏りが生じないようにする旨、成績評価ガイドラインを改訂した。その結果、担当者間での成績評価のばらつきは解消している。

② 成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっているといえる。

③ さらに2013年の教授会で「法律基本科目と実務基礎科目においては、学生の応答や出欠による平常点評価の割合が全成績評価のうち2割を超えないものとする」との統一的な基準につき決議を行い、この決議に従った運用を実施している。

(6) 疑義照会・異議申立て

2018年度春学期の疑義照会及び異議申し立ては0件であった。2018年度秋学期の疑義照会は1件、異議申し立ては0件であった。2005年度後期（現秋学期）からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

2. カリキュラム改革の概要・進捗

「将来構想ワーキンググループ報告」（2017年6月20日法務研究科教授会）及び、2017年度認証評価の結果を受け、2020年度からのカリキュラム改革を以下のとおり実施することを決定した（2018年7月10日教授会）。

今回のカリキュラム改革の狙いは2016年改革と同じく、法律基本科目についてシームレスのカリキュラムを維持するという事は変わらないが、以下の4点を目的とする。第1に、実務総合演習の改革である。「将来構想ワーキンググループ報告」に基づき、実務総合演習を必修科目から外すこととする。第2に、それに伴って、実務基礎科目を縮小・改革し、より学生の学習実態に適したものとする。第3に、実務基礎科目や入試科目の改革に伴い、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政法を再編する。第4に、2017年認証評価を踏まえて、先端・展開科目についても整理する。さらに、受講生の減少も続くことから、展開・先端科目の再編を含む改革を行う。

	2016年度以降	2020年度以降	増減
①法律基本科目	59単位以上 <small>(既修者入学時一括認定31単位)</small>	60単位以上 <small>(既修者入学時一括認定30単位)</small>	+1単位 <small>(-1単位)</small>
②実務基礎科目	14単位以上	12単位以上	-2単位
③基礎・隣接科目	6単位	6単位	

④先端・展開科目	16 単位以上	16 単位以上	
合計	99 単位以上	98 単位以上	-1 単位

(1) 「民事訴訟実務の基礎」を設置

現在の「要件事実と事実認定」を「民事訴訟実務の基礎」と改称し、S 1 L 2 秋学期に移行する。科目の位置付けは実務基礎科目としての必修科目であり、この点については変更しない。また、内容的にも変更は加えず、派遣裁判官が担当する科目とする。

法律基本科目としての民事訴訟科目についても変更しない。

(2) 「刑事訴訟実務の基礎」を設置

「刑事訴訟実務の基礎」を新設する。同科目は、「民事訴訟の基礎」と同じく、実務基礎科目としての必修科目となる。科目の内容としては、現在、現代法務特殊講義として開講されている派遣検察官担当科目をモデルとする。同科目は、派遣検察官ら実務家教員が担当する科目とする。クラス数は 2 クラスを予定する(再履修クラスを別途置く)。

同科目は、S 1 L 2 秋学期に設置する。これに合わせて、刑事訴訟法演習を S 2 L 3 春学期に移行し、刑事訴訟法Ⅱを S 1 L 2 秋学期に移行する。

また、以上の科目配置の変更により、S 1 L 2 秋学期の科目数が過大となることから、憲法演習を春学期科目に移行することを検討する。

(3) 実務総合演習

実務総合演習については、最終学年の総合科目としての位置付けから、科目としては維持するが、学生の進路を踏まえた科目選択を可能とすることや、「将来構想ワーキンググループ報告」を踏まえ、必修科目から 1 科目の選択必修科目に変更する。2021 年度以降の科目配置としては、春学期・秋学期に各実務総合演習を 1 クラスずつ 2 クラス置くこととする。2 クラス置くことで、2019 年以前入学者への移行措置を別途とる必要がなくなる。

また、実務基礎科目の修了要件を現在の 14 単位から 12 単位に削減し、それに合わせて修了に必要な単位数を 98 単位に削減する。その結果、学生は、実務基礎科目の修了要件 12 単位として、必修 8 単位(民事訴訟実務の基礎(新設)、刑事訴訟実務の基礎(新設)、リーガルリサーチ&ライティング、法曹倫理)、選択必修 2 単位(リーガルクリニックⅠまたはⅡ、エクスターンシップ)、実務総合演習から 1 科目(2 単位)を履修することとなる。

(4) 「行政法Ⅰ」の廃止と「行政法演習Ⅱ」の設置

入試科目からは行政法をはずす。これに伴い、2020 年度未修入学者より、行政法Ⅰを廃止(2019 年以前入学者のため、少なくとも、2022 年頃までは移行措置必要)する。

L 3・S 2 春学期に行政法演習Ⅱを新設する(2 単位)。L 2・S 1 秋学期の行政法演習は行政法演習Ⅰと名称を変更するが、内容的には現在の行政法演習と同一内容とする(移行措置不要)。行政法Aは、基本的には同一内容であり、移行措置は不要とする。

この結果、法律基本科目の修了に必要な単位数は現在の 59 単位から 60 単位となり、法学既修者はこのうち 30 単位を取得したものとなる(両訴オプション入試は別。行政法にはオプション入試は採用しない)。

(5) 科目の再編

①コーポレートロー先端演習の法律基本科目(選択科目)への変更

2017 年認証評価を踏まえ、2020 年度入学者より、コーポレートロー先端演習を先端・展開科目から法律基本科目(選択科目)に位置付け、科目名をコーポレートロー展開演習に変更する。2019 年入学生のため、一定の経過措置をとる。

②公共法務演習の廃止

2020 年度入学者より、公共法務演習を廃止し、公共法務Ⅱにつき、担当者を含めて、先端・展開科目としての性格を強化する(2017 年認証評価への対応)。2019 年入学生のため、

一定の経過措置をとる。

IV F D等の授業改善

2018年度F D委員会は、専門分野ごと、および理論と実務の架橋を図る法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系、実務基礎科目の各科目担当教員7名で構成した。F D委員会は、夏季休暇を除いて合計18回開催し、F D活動の方針作成と実施を進めた。

授業改善に向けたF D活動の概要は、以下の通りである。

1. 授業改善アンケート

(1) 概要

例年、春学期、秋学期の中頃と終わりに2回ずつ授業改善アンケートを実施し、当該授業の担当教員に回付するとともに、F D委員会でアンケート内容を分析し、教授会に報告をし、その結果を授業改善に反映させるようにしている。今期も同様に実施した。

(2) 2018年度春学期第1回授業改善アンケート

春学期第6週5月14日(月)～18日(金)に実施した。実施方式は、昨年度秋学期と同じく、授業開始時に配布し、授業終了後に回収する方式とした。回収率は延べ527名中479名(90.9%)と高い数字であった。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」44.3%(前年度同期36.6%)、「満足」50.9%(前年度同期58.3%)と非常に高い数字となっている。自由記述欄の記載は全体で約5.5割であった。

(3) 2018年度春学期第2回授業改善アンケート

春学期第14週～第15週7月9日(月)～20日(金)に実施した。実施方式は、第1回目と同じく、授業開始時に配布し、授業終了後に回収する方式とした。回収率は延べ590名中527名(89.3%)であり、第1回目(89.7%)と同等の高い数字を得た。全科目述べの教員の達成度は、「非常によく達成していた」との割合が57.7%、「ある程度達成した」とする割合が40.0%で、非常に高い数字となっている。自由記述欄の記載は全体で約5.5割であった。

(4) 2018年度秋学期第1回授業改善アンケート

秋学期第6週10月31日(水)～11月6日(火)に実施した。実施方式は春学期と同一である。回収率は延べ430名中370名(86.0%)で、春学期に比べると回収率はやや低下したが、欠席者の増加等の要因があったと考えられる。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」48.1%、「満足」46.2%と非常に高い数字となっている。自由記述欄の記載は全体で約5.5割であった。

(5) 2018年度秋学期第2回授業改善アンケート

秋学期第14・第15週2019年1月7日(月)～18日(金)に実施した。実施方式は、第1回目と同じ方式である。なお、アンケートの匿名性を高めるため、法律基本科目について自由記述欄のデータパンチ化を実施した。回収率は延べ418名中352名(84.2%)で、第1回目とほぼ同水準の回収率を得た。全科目の延べの達成度は、「非常によく達成していた」56.5%、「ある程度達成していた」41.8%と非常に高い数字となった。自由記述欄の記載は全体で約6割であった。

2. F Dフォーラム

例年通り、F D活動の改善課題をテーマにしてF Dフォーラムを開催し、2018年度は2回実施した。なお、当日出席できなかった教員のために、フォーラムの様子を録画のうえDVD化し、希望者が閲覧できるようにしている。

(1) 第1回FDフォーラム

2018年7月10日(火) 15:30-16:50 出席者16名

テーマ 「演習科目・実務科目における法的文章力向上」

報告者

- ① 趣旨説明 島田志帆教授・FD委員長
- ② 山崎笑教授 (リーガルリサーチ&ライティング、税法務演習)
- ③ 北村和生教授 (公法実務総合演習)
- ④ 淵野貴生教授 (刑事法展開演習)
- ⑤ 平野哲郎教授 (民事訴訟法演習)
- ⑥ 松岡久和教授 (民法展開演習、民法総合演習)

本年度の第1回FDフォーラムでは、「演習科目・実務科目における法的文章力向上」をテーマとして取り上げた。

法科大学院教育においては、法的思考や法的議論をする能力、将来の法曹としての実務に必要な文章力を涵養する必要がある。近年は、受験指導に特化しないという前提のもと、司法試験の過去問(論文式)を題材の一つとして授業内で使用することも認められてきており、どのような教材・教授方法で法的文章力向上に向けた取組みを行うべきかは、教員間の共通の関心事となっている。そこで、本フォーラムでは、教員間の情報共有として、主に演習科目を担当する5名の教員が、使用教材を提供するとともに、その具体的な利用方法について報告した。

各報告に対しては、実際に授業で利用している課題や受講生から提出された答案の写し(匿名で配布し回収)が提供され、それをもとに、提出課題の取扱い(記名式か否か)、模範答案・参考答案の配布の有無、手書きかワープロか、などについて、活発に質疑応答がなされた。また、実務修習では手書きが求められる場合が多いといった情報提供もされた。

本フォーラムにおける各報告と質疑応答を通じて、法的文章力向上のための具体的な取組方法が教員間で情報共有されたと考えられる。今後は、各教員において、そのノウハウを自身の教育・指導において活用していく旨が確認された。

(2) 第2回FDフォーラム

2018年11月27日(火) 15:50-16:50 出席者15名

テーマ 「共通到達度確認試験を含む短答式問題との関わり」

報告者

- ① 趣旨説明 島田志帆教授・FD委員長
- ② 和田吉弘教授 (民事訴訟法)
- ③ 中山布紗教授 (民法)
- ④ 坂田隆介准教授 (憲法)
- ⑤ 松宮孝明教授 (刑法)

本年度の第2回FDフォーラムのテーマは、「共通到達度確認試験を含む短答式問題との関わり」であった。

平成26年度から開始された共通到達度確認試験を経て、2019年度より共通到達度確認試験が本格実施されることが決定されている。試行試験の段階では、商法・行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法といった科目も含めて実施された年度もあったところ、本格実施においては、憲法・民法・刑法のみが対象とされることが決定され、また、共通到達度確認試験が進級に当たっての質保証の仕組みとして導入されるとの方針も明らかにされている。そこ

で、本フォーラムでは、主に憲法・民法・刑法の担当者から、授業内における短答式問題への取組みや、共通到達度確認試験へ対応するための方策等について報告が行われた。また、短答式問題の授業への活用という観点から、民事訴訟法の分野からも報告が行われた。

各報告において、授業内における様々な取組みが紹介された。具体的には、法学検定試験や司法試験過去問の利用方法、担当式問題を用いた授業運営の方法などについて、各報告者が実際に作成している教材が提供されたほか、その利用方法が紹介された。さらに、本フォーラム参観者からも短答式問題活用のメソッドが紹介され、松岡久和教授からは、TKCの基礎力確認テストを用いた利用例が紹介された。また、多田一路教授からは、manaba+Rを利用したドリル問題の実施方法が紹介された。

他方、弁護士ゼミの活用という問題提起を受けて、渕野貴生教授からは、エクステンションセンターにおける取組みとして、2018年9月から始められた「朝練」と称する短答式問題を取り扱うゼミが紹介された。

以上のような充実した報告を受けて、本フォーラムにおいては、非常に活発な意見交換が行われた。各報告と質疑応答を通じて、授業内外における短答式問題の利用方法が情報共有され、また、共通到達度確認試験の本格実施に向けての課題も明らかになったといえる。今後は、各教員において、そのノウハウを自身の教育・指導において活用し、課題に取り組んでいく旨が確認された。

3. 授業参観

2018年度の授業参観は、L2・S1の法律基本科目を対象に、春学期は6月中旬に、秋学期は11月下旬から12月上旬に、FD委員が中心となって授業参観を行った。また、これとは別に例年通り、新設科目、新任教員の担当科目も参観対象にし、新任教員自身も他の授業を参観していただいた。

授業参観の結果については、参観者が報告書を作成している。そのコピーは授業担当者（兼任教員・非常勤教員を含む。）に渡されるほか、FD委員会でもその内容を検討し、教授会で報告している。また、兼任教員・非常勤教員については、FD委員長または事務室を通じて、FD活動に関する意見を提出することができるようにしている。

4. その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発信していくために、2006年度からFD活動の概要を紹介するニューズレターを年に1回発行し、立命館大学法科大学院HPに掲載している。2018年度は2018年3月29日に通巻第13号を発行した。

V 2019年度入試

1. 2019年度入試をめぐる状況

2019年度入試から適性試験の受験が法科大学院受験の必須条件ではなくなったことから、全国的な傾向を知ることは難しくなったが、全国の法科大学院の延受験者は2018年度で7258名となっており、減少率は小さくなっているものの減少傾向は止まっていない（2015年が9351名、2016年が7518名、2017年が7449名）。法科大学院に実際に入学した者の数は1621人となっており、こちらも同様に減少が続いている（2015年が2201名、2016年が1857名、2017年が1704名となっている）

2018年の司法試験予備試験の合格者は433名であり（2017年444名、2016年405名、2015年394名）、予備試験開始以来初めて前年を下回った。

司法試験合格者は、当初の目標は3000人であったが、2013年まで、2000人前後で推移してきた。ところが2014年から2000人を下回りはじめ（1810人）、2015年は1850人、2016年は1580人と大幅に減少した。2017年は1543人、2018年は1525人となっておりここ数年は漸減傾向にある。この中で本学は、合格者数にして西日本の私立大学の中では1位2位を争う位置にある。

政策動向として、統一適性試験の任意化（2019年度入試から）が実施され、入学者の3割を法学未修者又は社会人とする努力義務規定の廃止、法学部における法科大学院進学コースの設置を含めた法学部との連携、司法試験の前倒しなどが予定されている。

全国的に見れば、地理的には首都圏が優位、国公立対私学では、大学生の国公立志向と授業料の格差で国公立優位の傾向が続いており、関西においても、京大、阪大、神戸大との競争が激しい。2019年3月20日時点での入学者数は46名（未修13名、既修33名）となっており、2013年度以来の入学者数となる。定員が70名であるところ充足率は65.7%となっている。

入学者が大幅に増加したとはいえ、受験者数の落ち込みは大きく、志願者の確保、入学者の安定的確保は引き続き急務の課題であり、①立命館大学法学部との連携の一層の強化（法学部の法曹志願者の掘り起こしと本学受験者の確保）と、②立命館大学法学部以外の大学出身者に立命館が受験校として選ばれる状況の確保、③歩留まりの分析と次年度以降の活用を行う必要がある。

2. 2019年度入試の改革点

- ①適性試験の受験を不要とする。
- ②面接を要しないA・B方式と、面接を要する入試方式とで、志望理由書の内容と分量について区別し、志望理由書を以て書類審査を行い、点数化せずに合否のみで判断する。
- ③中期のみ大阪会場を設け、東京会場を廃止する。大阪会場については、O I Cから梅田キャンパスに変更する。
- ④他の研究科同様、Web出願に切替える。
- ⑤転入学試験は実施しない。

3. 2019年度入試の実施状況

(1) 実施日程

前期日程		備考
出願期間	2018年7月11日（水）～7月24日（火）	
科目選考	8月4日（土）A方式・B方式（訴訟法オプション試験）・C特別・D特別（面接） 8月5日（日）B方式・D特別	試験会場は京都（朱雀キャンパス）。
合格発表	8月10日（金）	
1次手続	2018年8月10日（金）～8月24日（金）	
2次手続	2019年2月22日（金）～3月8日（金）	
中期日程		備考
出願期間	2018年8月6日（月）～8月21日（火）	

科目選考	9月1日(土) A方式・B方式(訴訟法オプション試験)・C特別・D特別(面接) 9月2日(日) B方式・D特別	試験会場は京都(朱雀キャンパス)・大阪(梅田キャンパス)。C特別・D特別は京都のみ。
合格発表	9月18日(火)	
1次手続	2018年9月18日(火)～9月28日(金)	
2次手続	2019年2月22日(金)～3月8日(金)	

	後期日程	備考
出願期間	2019年1月9日(水)～1月22日(火)	
科目選考	2月2日(土) A方式・B方式(訴訟法オプション試験)・C特別・D特別(面接)・E特別(面接・訴訟法オプション試験) 2月3日(日) B方式・D特別・E特別	試験会場は京都(朱雀キャンパス)
合格発表	2月19日(火)	
1次手続	第2次手続と一括	
2次手続	2018年2月23日(金)～3月9日(金)	

(2) 試験会場

前期・中期・後期を通じて朱雀キャンパスで試験を実施し、中期試験については、大阪梅田キャンパスで試験を実施した(A方式、B方式のみ)

(3) 入学試験方式

未修・既修の一般入試であるA・B方式に加え、法学未修者の社会人または非法学系課程出身者を対象としたC特別方式(書類点・小論文・面接で選考)と、法学既修者の社会人を対象としたD特別方式(書類点・法律科目試験・面接で選考)を、実施している。また、2016年度入試からは、早期卒業予定者及び飛び級入学予定者を対象としたE特別方式(2年修了制・法律科目試験と面接で選考)を後期日程において実施するとともに、B方式(前期日程を除く)・E特別方式では、「訴訟法(民事訴訟法・刑事訴訟法)」を受験することもできるものとした。

(4) 奨学金制度

2015 年度入試以降、それまでの 2 年間支給型の A 奨学金を S 奨学金という名称に改め、その給付対象を増加させる運用を可能とするため、S 奨学金と A 奨学金をあわせて 15 名程度に支給するという仕組みで運用している。2016 年度入試以降は、E 特別方式の合格者には全員にいずれかの奨学金を給付するものとした。

4. 実施結果

2018 年度入学試験の実施結果は以下のとおりである。

方式	定員	(A) 志願者数	(B) 受験者数	(C) 合格者数	(D) 入学者数	合格倍率 (B/C)
A方式	20	52	49	21	10	2.33
C特別方式		12	12	6	3	2.00
未修者コース合計	20	64	61	27	13	2.26
B方式	50	96	79	52	32	1.52
D特別方式		1	1	1	1	1.00
E特別方式		4	4	2	0	2.00
既修者コース合計	50	101	84	55	33	1.53
総計	70	165	145	82	46	1.77

【過去3か年比較】

年度	日程	志願者数			合格者数			入学者数		
		未修	既修	合計	未修	既修	合計	未修	既修	合計
2019年度	前期	26	41	67	9	25	34	13	33	46
	中期	19	29	48	6	13	19			
	後期	19	31	50	12	17	29			
	合計	64	101	165	27	55	82			
2018年度	前期	38	63	101	19	30	49	11	20	31
	中期	17	54	71	9	20	29			
	後期	12	34	46	6	14	20			
	合計	67	151	218	34	64	98			
2017年度	前期	18	47	65	6	23	29	2	16	18
	中期	21	45	66	11	14	25			
	後期	14	37	51	7	17	24			
	合計	53	129	182	24	54	78			

5. 課題

(1) 志願者数と競争倍率

2019年度入試では、志願者数は165名、受験者（文科省基準）145名であり、大幅に減少した（2018年度はそれぞれ218名、197名）。これは入学者が20名を下回った2017年度入試を下回るものであり（2017年度はそれぞれ182名、157名）、きわめて深刻な事態であった。志願者数は前年比75.7%（受験者数は前年度比73.6%）であり合格者の判定に大きな影響を与える数字であったと言える。

入試方式ごとに見ると、

A方式の志願者は52名（受験者49名）で前年度比89.7%（86.0%）、

B方式の志願者は96名（受験者79名）で前年度比66.2%（63.2%）、

C特別方式の志願者は12名（受験者12名）で前年度比133.3%（133.3%）、

D特別方式の志願者は1名（受験者1名）で前年度比100%（100%）

E特別方式の志願者は4名（受験者4名）前年度比80.0%（80.0%）であった。

C特別方式で若干名の増加があったほかは、軒並み減少した。

訴訟法オプション試験に関しては、B方式とE特別方式の志願者計100名のうち訴訟法オプション試験選択者は42名となり、その割合は42.0%であった。

2019年度入試においても、立命館大学法学部が法学部生が本学を受験することを学習到達度の自己検証を行う機会として位置付け、受験料の補助を実施している。

合格倍率（文科省基準での競争倍率）は、受験者145名に対し合格者は82名で、1.77倍となった。2016年度入試以来、3年連続で2倍以上となっていたが、今年度の受験者数をふまえて合格倍率を下げてでも入学者を確保するという苦渋の決断をせざるを得ない状況にあった。その理由としては近年の歩留まり傾向がある。2018年度の歩留まり率が32.7%であり、近年の歩留まり率も30%前後になっていたことから、仮に合格倍率を2倍として72名の合格者とする、入学者は22名前後になる可能性があった。さらに入学者が18名であった2017年度の歩留まり率（23.1%）で計算した場合、入学者が16名前後となる可能性があり、現行のカリキュラム制度の下では演習授業や選択科目が維持できない可能性すら考えられたのである。

したがって、本年度の志願者数の中で少なくとも昨年並みの入学者を確保するためには合格者を90名程度出す必要があった。他方で、入試倍率1.75倍は死守する必要があり、結果的に1.77倍の合格率で82名の合格を出すという結論に至った。

しかしながら、2019年度の手続率（歩留まり率）については、最終手続者47名で57.3%であり、2018年度（32名32.7%）よりも大幅に改善している。入試を3回化した2014年

度以降では、最も高かった 2015 年度（32.8%）すら上回る数値となっている。

受験日程に着目して歩留まり率を見ると、前期日程は 47.1%、中期日程 68.4%、後期日程 62.1%となっている。2018 年度がそれぞれ 20.4%、37.9%、55.0%であったことからしても、すべてで上回っている。

今後の課題としては、母数としての志願者数を増加させるためにあらゆる手段を取る必要があること、本年度入学者からの聞き取り分析を次の入学政策に活かしてこの歩留まり率をキープできるような政策をさらに強化していくこと、が求められることになろう。

（2）入試日程・入試会場

入試日程に関しては、前年度と同様に、前期日程の試験日は 8 月の第 1 日曜、中期日程の試験日は 9 月の最初の土日、後期日程の試験日は 2 月の最初の土日に設定して実施した。前期日程より中期日程の方が志願者が減っているのは、前期日程と中期日程の間隔が狭いことに起因しているように思われる（前期日程の合格発表は中期日程の出願期間中である）。前期日程の結果を踏まえて一定の学習時間を確保した上で、中期日程に臨ませるといった意味合いを持たせるために、中期日程を後ろ倒しする必要がある。

2019 年度入試の試験日は同志社大学と後期日程で、関西学院大学とは前期日程で、関西大学とは前期・中期日程で重なった。

大阪会場の受験者数は中期 10 名で 2 名増加した。会場が梅田キャンパスということもありやや不便であったが、来年度はよりアクセスが容易な会場に変更の予定である。

（3）出身大学の構成・学内進学

志願者（延べ人数）については、立命館からの志願者数は 82 名（未修 16 名・既修 66）であり、2018 年度の 117 名（未修 17・既修 100）から 35 名も減少している。この数は 2017

年度の 99 名をも下回っており、かなり深刻である。とりわけ、既修の志願者が激減しており、法学部卒業生の法科大学院進学率との関連などを見ながら分析を進める必要がある。

他大学からの志願者で 10 名を超える大学はない。

合格者についてみると、立命館出身の合格者は 43 名（未修 9 名、既修 34 名）である。

2018 年度（未修 11 名、既修 43）から減少しており、2017 年度をも下回る。

立命館出身の入学者は 25 名（未修 4 名・既修 21 名、25 名全員が法学部出身）であり、手続率（歩留まり率）は 58.1% である。入学者数・歩留まり率共に、2018 年度（20 名・37%）を上回っている。2019 年度入学予定者全体のうち立命館出身者の占める割合は 53.1% となっており、2016 年度（53.3%）と同水準となっている。他大学からの入学者は、計 15 大学となっている。法学部を持たない大学からの受験・入学もあり、今後このように受験者を輩出している大学をターゲットとした入学説明会の開催を行うなどして、受験者のすそ野を広げていくことが必要となろう。

今後とも立命館大学出身者が本学入学者の中心となることをふまえても、志願者の質量確保のため、立命館大学法学部との連携強化をより促進することが最重要課題となる。

（4）奨学金

国公立および競合関係にある私立大学との競争上、奨学金政策は歩留まり率との関連が極めて強い。

2019 年度入試（E 方式除く）では、S 奨学金付与者 38 名中 23 名（60.5%）が最終手続きをしている（2018 年度は、56 名中 18 名（32.1%）、2017 年度は 32 名中 11 名（34.3%））。

2016 年度以来、S 奨学金付与者の手続き率は傾向的に低下していたが、本年度は大幅に改善された。

A 奨学金付与者 37 名中 22 名（59.5%）が最終手続きをしている（2018 年度は 28 名中

11名(39.3%)、2017年度は24名中5名(20.8%)。A奨学金の対象者が増えたにもかかわらず入学者が多くいる。

B奨学金は7名中2名が最終手続きをしており、2018年度と同数である。入学の志望が高いと考えられる後期日程においても入学者は0であるから、B奨学金をどのように位置づけるかについては更に考慮が必要と思われる。

(5) 入学前プログラム

入学前プログラムに関しては、従来から、未修者向けの民法の通信添削とスクーリングを実施していたところ、2014年度入試以降は、年2回開催される合格者ガイダンスにおいて、既修者向けの入学前プログラムも実施している。2018年度においては、国公立合格者に対して本学への入学を検討してもらうという趣旨から、1月に追加の合格者ガイダンスを行い、個別の学習相談会を実施した(もともと1月のガイダンスの参加者のほとんどは本学への入学を既に決めている者であった)。

2018年度は、「司法試験合格への道」と題して、憲法、民法、刑法、商法の担当者が実際の司法試験の問題を示しながら、合格へ至るためにどのような勉強を法科大学院の中で進めていくかのガイダンスを行った。また、3月の合格者ガイダンスでは「あなたの司法試験合格への道」と題して、1回または2回で合格し弁護士登録を行った若手弁護士の協力を得ながら、法科大学院でどのように正課・エクステンション・自学の3つを組み合わせる学習を進めていくかについて、スケジュールを考えてもらうという企画を行った。

いずれの企画も好評を得ており、これまでのように合格者に本学を選択してもらうためのガイダンスという側面よりも、本学に入学してもらうことを前提に、具体的な学習計画や、課外講座の選択の説明などを行っていくことも必要であるように思われる。

(6) 訴訟法オプション試験

2019年度はB方式とE特別方式の志願者計100名のうち43名が訴訟法オプション試験を受験し、実際に受験したのは35名であった(2018年度はそれぞれ150名・49名・36名)。受験者数が50名減少しているにもかかわらず、オプション試験選択者に変化があまりないことは注目される。

入学者のうち、民事訴訟法の認定者が4名、刑事訴訟法の認定者が3名、両科目の認定者が2名である。

もっとも、前期日程で合格したがオプション試験での単位が認定されなかった者がオプション試験の受験のために他の日程で受験するといったようなこともみられ、オプション試験を各回で行うことに合理性がない点が指摘された。そこで、2020年度入試よりオプション試験を廃止し合格者を対象とした既修者免除試験を導入することとした。

(7) 広報

近年の志願者減から、広報の強化は課題となっている。そもそも法科大学院を志望する人数が減少しているもとの、効果的などころに手を広げて広報を打つことと、志願者の掘り起こしも必要になる。

学外の進学説明会は、大手マスコミ系の進学説明会(朝日新聞社主催(大阪)、読売新聞社後援(大阪)、予備校(辰巳)主催の進学説明会(京都・東京・名古屋))に参加した。さらに、本学大学院課主管の学内(大阪茨木キャンパス・衣笠キャンパス)での進学説明会にも参加した。

新聞社、予備校の説明会については、読売新聞社のものを除き、いずれも、全体の来場者がそもそも少なくそのためにブースに来る人数も限られる状況であった。学内進学説明会については、5月に衣笠開催されたものは法務研究科の会場に16名が来場したが、OICで

の6月開催分については0名であった。11月に開催されたもの（衣笠・OIC）については、3回生を主要なターゲットとして想定して参加したが0名の来場であった。

学外の説明会は、そもそも撤退することはできないであろうから、それぞれの企画の来場者増に期待するしかない。他方、大学院課主管のものは未修者対策を中心に位置づけ、それに見合ったタイミングで活用する必要がある。

このような状況下では、合同の説明会に期待することは出来ず、個別の大学への広報を行うことが必要になってくる。前期・中期・後期入試に合わせて適宜説明会を行っていくなど、戦略的な広報戦略を立てる必要がある。

本学への主たる進学層である立命館大学法学部生をどのようにして法科大学院進学に振り向けるか、立命館大学法科大学院に進学させるかという観点からも、広報戦略を考える必要がある。

2013年度入試より、立命館法学部生を主たる対象として入試過去問解説会を実施してきたが、年度を追うにつれ、参加者が減少していた。そもそも法科大学院進学希望者が減っていること、他大学でも同様の企画があり、新奇性に乏しくなってきたこと、などが原因として考えられる。そこで、法学部における法科大学院進学層の掘り起こしも狙いつつ、「Aが取れる答案作成法」と打ち出し、低回生（主なターゲットは司法特修2回生）にもアピールできるようなものにリニューアルして実施したところ、参加者が急増した。

春学期については100名を超える参加者を得たが（もっとも参加者の多くは1回生であった）、秋学期では16名となり企画の打ち出しについてさらに検討を深める必要がある。

6月にジュリナビとタイアップして、法科大学院進学者のキャリアパスをイメージさせる企画を行った。社会に根深く存在している法曹および法科大学院のマイナスイメージを払拭することにより、法科大学院から目を背けていた優秀層をもう一度法科大学院の方に目を向けさせることを狙っている。25名の参加とそれほど多くの学生を集めることは出来なか

ったが、参加者の反応は好評であった。

また 2019 年度法学部入学者は上述の法曹コースの 1 期生となる予定であり、法曹コースを選択した上で本学法科大学院へ入学してくる層を広げていく広報を、法学部の企画と連動させる形で行っていくことが必要である。

6. 2020 年度入試の改革点

- ①既修者コースの入試科目から行政法を廃止する
- ②大阪会場をよりアクセスが簡便な施設に変更する
- ③オプション試験を廃止し履修免除試験（民事訴訟法・刑事訴訟法）を導入する
- ④合格者（入学者）ガイダンスの 3 回実施

VI 学習・進路就職支援

1. 学習支援

（1）履修指導

1 年次においては、必修単位数、受講登録上限単位数との関係でほぼ履修選択の余地はないが、2 年次以降は、学生が目指す様々な法曹に対応するため、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法務型法曹、刑事法務型法曹の 6 つの履修モデルに示された先端・展開科目の中から、履修するように指導している。

（2）正課のフォローアップ

2018 年度も専任教員全員が年間を通じてオフィスアワーを設定し、時間割を作成して学生に公開している。また、授業終了後の質問の受付は、時間割が許す限り、すべての科目で

励行されている。オフィスアワーを講義時間の後に設定したり、質問会形式を取ったりするなど工夫されている科目もある。

(3) manaba+R の利用

シラバスの確認、資料のダウンロード、学習上の各種連絡等、法科大学院の学習生活上の連絡手段が、従来利用していた LET から manaba+R に統一化された。

今後 LET は LEX/DB 等の法令・判例情報サービスのみの特化したサービスとなっている

(4) 入学前指導など

合格者ガイダンスは10月、1月、3月の計3回実施した。10月のガイダンスでは「司法試験への道」と題して、憲法、商法、刑法の教員が司法試験をゴールとして、そこに向けて法科大学院ではどのような教育・学習をしていくかについて具体的に話す機会を設けた。法科大学院に入った後の具体的な学習をイメージさせることで、より入学の機運を高める狙いがあった。1月には民法教員によって同様の企画が、3月には本学を卒業した若手弁護士を囲むグループをつくり、各自が自分の課題に向けて法科大学院をどう利用すべきかの相談会を実施した。いずれの企画も、参加者からは好評を得た。

入学前プログラムについては、従来、未修者向けの民法の通信添削とスクーリングを実施していたところ、2017年度より対象を既修者にも広げた上で、「民法の基礎を学ぶ—改正前民法と改正民法」として実施した。

(5) オリエンテーション企画

従来どおり4月1日から4日間の日程で実施した。1日目は新入生歓迎式典、カリキュラム・履修ガイダンス、学籍・学修生活ガイダンス、クラス別懇談会、入学祝賀パーティ、2日目は全学の入学式、3日目は先端展開科目ガイダンス、ワシントン・京都セミナーガイダンス、エクステンションセンター説明会、ライブラリーツアー、実務総合演習ガイダンス、

4 日目はジュリナビおよびオムロンエキスパートリンク社岩波氏による「法科大学院キャリアデザイン企画」、現役弁護士による講演会「法科大学院での学習姿勢と弁護士の仕事」を実施した。

(6) エクスターンシップ・リーガルクリニック

本大学院の特色の 1 つである選択必修科目であるエクスターンシップ（法律事務所・自治体・企業研修）及びリーガルクリニックについては、春期受講者が夏期受講予定者に、夏期受講者が次年度の春期受講予定者にそれぞれ研修経験を伝えることによって、研修の充実を図っているところ、2018 年度は 6 月に経験交流会、11 月に選択希望説明会を実施した。

(7) 授業懇談会・学生面談

春学期、秋学期とも学年毎に授業懇談会を行い、院生と講義内容や授業の持ち方等に関する質疑や意見交換を行った。法科大学院設置初期と異なり院生からの意見は減少しつつあるが、これまでと同様に、院生からの意見、要望は可能な限り授業に反映してきている。学生面接は、春学期・秋学期に 1 回ずつ実施し、院生の学習上の悩みや相談に対しアドバイスをを行った。さらに 2017 年度からは既修者向けに、入学直後のフォローアップ面談を開始した。

2. 進路就職指導

(1) 司法試験について

司法試験に関する弁護士ゼミ等は 2018 年度もエクステンションセンターが実施した。エクステンションセンターは、立命館大学が学生・院生の進路・就職および卒業生を含む社会人の生涯教育に寄与することを目的として設置する全学のセンターであり（立命館大学「立命館大学エクステンションセンター運営規程」（2007 年 6 月 6 日）1 条）、本学法科大学院

とは独立した組織である。

(2) キャリアデザイン

法科大学院の在學生や修了生が将来進路である法曹像を明確化する機会を与えるために、2009年度より、エクステンションセンター主催による講演会などが実施されている。

2017年度以降、法科大学院生のキャリアデザインおよび就職支援を一層強化するため、さまざまな施策に取り組んでいる。4月のオリエンテーション時には新入生対象の「法科大学院キャリアデザイン企画」を実施し、現在の法曹求人マーケットの最新状況および法科大学院生のキャリア形成についてガイダンスを実施した。

2018年度以降、オムロンエキスパートリンク社と提携し、キャリアコンサルタントの派遣を受けることで、法科大学院キャリアサポートルームを月2～4回開室することができた。年間を通じてのべ約80件の相談があり、法科大学院生および専修生の潜在的なキャリア相談ニーズを掘り起こすことに成功した。

(3) その他

本研究科は、開設以来、現行の司法試験において2018年度の合格者を含め、503名の合格者を輩出し、わが国の法曹会に確固とした地位を築いてきた。また、法曹以外の分野でも、企業の法務部門や国家・地方公務員、裁判所事務官等に多様な人材を送り出している。

司法試験以外の進路へ変更した者や、受験回数制限を超えた者のキャリア支援については積年の課題であった。進路変更を希望する者に対する対応は、2009年10月から、エクステンションセンターを朱雀キャンパスにおける1次相談窓口と設定し、エクステンションセンターでの相談を受けて進路変更希望に応じ、キャリアオフィス（民間企業へに就職希望の場合）やエクステンションセンターの公務員試験担当といった部署に対応を引き継ぐ体制が整備され、求人票の公開も行われてきたが、十分機能しているとは言いがたい状況であったが、オムロンエキスパートリンク社と協議を進めた結果、2018年度から法務系で進路

支援の経験が豊富なキャリアコンサルタントが週 1 回常駐し、また、キャリア関連の講演会などを実施している。

また、2016 年度から実施の「修了生一斉進路動向調査」について、2018 年度も同様に実施し、次年度以降の司法試験受験資格のない者、および受験資格はあるものの法務専修生登録をしていない者の進路把握に取り組んだ。

VII 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用

授業活動に付随する事務的な作業の多くは、教授会及び各種委員会の決定に基づき、事務職員が担当している。また、大学院法学研究科の博士課程後期課程の学生を、教育活動補助のためのティーチングアシスタントとして採用する制度を設けている。この制度に基づき、学生からの質問対応、小テストの採点といった活動を担っており、2018 年度は春学期に 1 名を採用した。

法科大学院では、事務職員が 8 人配置され、教育を支援するための事務職員体制は整備されている。

VIII 法務研究科の運営について

法務研究科運営上および教学上の重要事項を審議決定するため、長期休暇中を除いて、概ね隔週で法科大学院教授会を開催している。2018 年度においては、合計 19 回の教授会を開催した。

IX 2018 年度研究業績

教員名	種別	概要			
		名称	単著	発行/	発行所・発表雑誌等

			共著	発表年	
市川 正人	論文	「表現の自由－表現内容規制・内容中立的規制二分論」	単著	2018年5月	法学教室 452号 22-25頁
	その他	「法廷でメモをとる自由－レペタ訴訟」	単著	2018年12月	別冊ジュリスト『メディア判例百選 [第2版]』 8-9頁
植松 真生	論文	「国際的な契約の準拠法選定の一断面」	単著	2019年3月	『立命館法学』 381=381号 274~288頁
北村 和生	著書	『自治体法務検定公式テキスト基本法務編平成31年度』	共著	2019年3月	第一法規 184-190頁、199-204頁（交告尚史と共同執筆）、234-250頁（田村達久と共同執筆）、251-260頁
	著書	『行政法の基本 [第7版]』	共著	2019年3月	法律文化社 87-118頁、215~254頁
	論文	「住民訴訟における免責制度の意義と課題」	単著	2018年5月	自治実務セミナー2018年5月号 2-6頁
	論文	「福島原発事故における国の責任」	単著	2018年6月	法律時報 90巻 8号 57-63頁
島田 志帆	論文	判例研究「有価証券届出書等の虚偽記載につき主幹事証券会社に損害賠償責任が認められた事例（エフオーアイ事件）」	単著	2018年5月	『法学研究』、慶應義塾大学法学研究会 第91巻第5号 73-87頁
	論文	「株券不発行会社における株主名簿の記載の効力」	単著	2018年8月	『立命館法学』、立命館大学法学会 2号 249-286頁
	論文	判例研究「株主総会の特別決議を経た新株の有利発行が著しく不公正な方法によつてされた事例」	単著	2019年2月	『私法判例リマークス 58号 (2019 [上])』、日本評論社 82-85頁
	その他	『プレステップ会社法』	共著	2019年2月	弘文堂 76-85頁、96-105頁

多田 一路	論文	社会的排除の議論から学ぶ法主体のありかた	単著	2018年9月	法の科学 49号 8-19頁
	その他	参議院議員選挙における一部合区後の定数配分規定の合憲性	単著	2018年4月	新・判例解説 Watch vol.22 21-24頁
中村 康江	その他	「議決権等につき株主ごとに異なる定めを設ける定款変更決議の無効」	単著	2018年4月	ジュリスト臨時増刊平成29年度重要判例解説（ジュリスト1518号） 94-95頁
中山 布紗	論文	「個人識別情報の漏えいによる不法行為の成否—ベネッセコーポレーション個人情報漏えい損害賠償請求事件—（最高裁平成29年10月23日判決判タ1442号46頁）」	単著	2018年12月	『立命館法学』立命館大学法学会 第380号 259-280頁
平野 哲郎	論文	「土地建物の使用借人の建替えによる取得時効の成否—所有の意思とその表示」	共著	2019年3月	立命館法学 381-382号 229-245頁
	その他	「地方公共団体の機関が保有する文書の所持者（最決平成29年10月4日）」	単著	2018年4月	ジュリスト臨増1518号（平成29年度重要判例解説） 132-133頁
	その他	「医療事故調査は期待に応えられるか」	単著	2018年11月	病院76巻11号 50-55頁
	その他	「終末期医療において、延命措置を行わないとの主治医の決定が裁量の範囲内にあるとした事例」	単著	2018年10月	民事判例17号 126-129頁
渕野 貴生	論文	「ダイバージョンの刑事訴訟法上の問題点」	単著	2018年5月	刑事立法研究会編・土井政和＝正木祐史＝水藤昌彦＝森久智江責任編集『「司法と福祉の連携」の展開と課題』（現代人文社） 199-215頁
	論文	「接見交通権と文書等の押収」	単著	2018年6月	葛野尋之＝石田倫識編『接見交通権の理論と実務』（現代人文社） 76-95頁
	論文	「世界が注目するカルロス・ゴーン事件と日本の刑事司法」	単著	2019年1月	法と民主主義535号 32-37頁

	その他	後藤昭=白取祐司編『新・コンメンタール 刑事訴訟法 [第3版]』	共著	2018年7月	日本評論社 ・第1編第12章「鑑定」342～370頁(29頁) ・第1編第13章「通訳及び翻訳」371～385頁(15頁) ・第1編第14章「証拠保全」386～395頁(10頁) ・第1編第15章「訴訟費用」396～416頁(21頁) ・第1編第16章「費用の補償」417～440頁(24頁) ・第2編第3章第2節「争点及び証拠の整理手続」773～887頁(115頁) の各部分を担当(担当部分は単独執筆)。 各部分について、第2版後に出された判例の検討を加筆し、学説についても、初版後の発展を踏まえて全般的に加筆修正。
松岡 久和	著書	『民法入門・総則 [第5版]』	共著	2018年4月	有斐閣 35-46頁、99-164頁、225-226頁
	著書	『新ブリエール民法 3 債権総論』	共著	2018年5月	法律文化社 1-6頁
	論文	総論 —— 不動産利用権一般	単著	2018年8月	信山社 民法研究第2集東アジア編第5号7-7-17頁
	論文	共用部分に関する不当利得返還請求権の行使	単著	2018年8月	金融財政事情研究会 金融法務事情2095号 84-92頁
	論文	土地建物の使用借人の建替えによる取得時効の成否 —— 所有の意思とその表示	共著	2019年3月	立命館法学会 立命館法学 381・382号 229-248頁
	その他	デイリー六法 [平成31年版]	共著	2018年10月	三省堂

	その他	韓国・台湾・中国へのコメント	単著	2018年8月	信山社 民法研究第2集東アジア編第5号195-201頁 (国際シンポジウム資料)
	その他	将来債権譲渡と抗弁の対抗	共著	2018年9月	ジュリスト 1523号94-106頁(対談)
松宮 孝明	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：総論(第1回)理論は実務にとってなぜ重要なのか	単著	2018年4月	法学セミナー 63巻4号 65-72頁
	論文	平成29年11月29日大法廷判決の意味するもの	単著	2018年4月	季刊刑事弁護 94号74-79頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：総論(第2回)「行為」論と「構成要件」論	単著	2018年5月	法学セミナー 63巻5号 98-108頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：総論(第3回)因果関係と客観的帰属	単著	2018年6月	法学セミナー 63巻6号 100-107頁
	論文	正当防衛における「急迫性」について	単著	2018年6月	立命館法学 377号97-123頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：総論(第4回)違法性	単著	2018年7月	法学セミナー 63巻7号 87-96頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：総論(第5回)正当防衛の正当性	単著	2018年8月	法学セミナー 63巻8号 91-100頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論	単著	2018年9月	法学セミナー 63巻9号

		と実務：総論(第6回)緊急避難の法的性質			83-91頁
論文	ロー・クラス 現代刑法の理論	と実務：総論(第7回)故意と錯誤	単著	2018年10月	法学セミナー 63巻10号 92-100頁
論文	ロー・クラス 現代刑法の理論	と実務：総論(第8回)過失と「客観的帰属」	単著	2018年11月	法学セミナー 63巻11号 91-104頁
論文	ロー・クラス 現代刑法の理論	と実務：総論(第9回)未遂・未完成犯罪	単著	2018年12月	法学セミナー 63巻12号 95-105頁
論文	ロー・クラス 現代刑法の理論	と実務：総論(第10回)共同正犯	単著	2019年1月	法学セミナー 64巻1号 95-105頁
論文	ロー・クラス 現代刑法の理論	と実務：総論(第11回)狭義の共犯	単著	2019年2月	法学セミナー 64巻2号 94-104頁
論文	ロー・クラス 現代刑法の理論	と実務：総論(第12回)間接正犯および共犯論の諸問題	単著	2019年3月	法学セミナー 64巻3号 80-93頁
論文		中国と日本の犯罪体系論—あ る比較法の試み	単著	2019年3月	大阪市大法学雑誌 64巻4 号 132-152頁

	論文	途中から過剰となった防衛行為と「罪を犯す意思」	単著	2019年3月	立命館法学 381・382号 2002-2022頁
	論文	Einfluss auf die ostasiatische Strafrechtsdogmatik	単著	2019年3月	Strafrecht und Gesellschaft 751-762頁
	その他	刑事法学の動き 安田拓人ほか「特集『責任』の意義の多角的検討」	単著	2018年9月	法律時報 90巻10号112-116頁
松本 克美	著書	『民法（債権法）改正と不動産取引の実務』	共著	2018年5月	日本加除出版
	著書	『社会の発展と民法学・上巻・近江幸治先生古稀記念論文集』	共著	2019年1月	成文堂
	著書	『市民生活関係法の新たな展開・大西泰博先生古稀記念論文集』	共著	2019年2月	敬文堂
	論文	「宅建業法に基づき供託された営業保証金の取戻請求権の消滅時効起算点」	単著	2018年4月	新判例解説Watch 22号93-96頁
	論文	「契約内容不適合責任と消費者 一建築瑕疵責任事例を中心に」	単著	2018年6月	現代消費者法 39号54-60頁
	論文	「不法行為による潜在型損害の長期消滅時効の起算点—民法724条の『不法行為の時』と『損害の性質』論」	単著	2018年8月	立命館法学 378号788-810頁
	論文	「製品の『欠陥』『瑕疵』」	単著	2018年9月	消費者法研究 5号111-132頁
	その他	「企画趣旨・相続と 土地法をめぐる現代的課題」	学会 報告	2018年10月	日本土地法学会学会、2018年度学術大会、福岡市、西南学院大学
	その他	「自然災害と住宅の安全—自然力競合事案における民事責任—」	講演	2018年11月	欠陥住宅被害全国連絡協議会、第45回松山大会、愛媛県、えひめ共済会館
	その他	「企画趣旨・ワークショップ Me Too 運動の日韓比較」	学会 報告	2018年12月	ジェンダー法学会、2018年学術総会、東京、立正大学法学部
湊 二郎	著書	『都市計画の裁判的統制——ドイツ行政裁判所による地区	単著	2018年11月	日本評論社 全448頁

		詳細計画の審査に関する研究』			
	著書	行政不服審査実務研究会編『行政不服審査の実務』	共著	2019年2月	第一法規 3301-3384頁
	論文	「計画確定決定の取消訴訟における出訴資格と理由具備性(1)」	単著	2019年3月	『立命館法学』, 立命館大学法学会 381=382号, 1-40頁
	その他	「村議会議員が地方自治法92条の2に該当する旨の決定の効力停止を求める利益が否定された例」	単著	2018年10月	『新・判例解説 Watch／2018年10月』, 日本評論社 57-60頁
村田 敏一	論文	機関投資家の議決権行使 - スチュワードシップ・コード導入の光と影 -	単著	2018年8月	商事法務 2175号 16頁-28頁
	論文	公開会社でない株式会社における株主ごとに異なる取扱いの定め - 会社法109条2項の解釈問題	単著	2018年10月	『法の理論と実務の交錯』(法律文化社) 86頁-105頁
	その他	経営悪化時における取締役の義務と対第三者責任	単著	2018年5月	商事法務 2166号 77頁-82頁
	その他	年金支払開始日後の被保険者兼年金受取人の死亡と未払年金現価請求権の帰属	単著	2019年3月	保険事例研究会レポート 321号(生命保険文化センター) 13頁-22頁
山口 直也	論文	「日本の自由刑」	単著	2019年1月	『比較法研究』80号、270-278頁
	論文	「Juvenile Justice System in Japan」	単著	2019年2月	『International Center for Comparative Law and Politics Publications』14号、212-224頁
	論文	「少年の刑事裁判ー11歳の少年被告人に対する公開の刑事裁判が公正な裁判を受ける権利を侵害するとされた事例	単著	2019年3月	戸波江二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子篇

		(V 対イギリス事件) ー」			『ヨーロッパ人権裁判所の判例II』所収、255-260 頁
	その他	「序論ー自由刑の本質と作業・指導の義務化」	単著	2019 年 1 月	『比較法研究』80 号、240-242 頁
和田 真一	著書	『ユーリカ民法2』	共著	2018 年 4 月	法律文化社 20-62 頁
	論文	「民法718条責任における被害者の行為等に基づく減免責について」	単著	2019 年 3 月	立命館法学 381=382 号 246-273 頁
	その他	『新判例ハンドブック債権法II』	共著	2018 年 4 月	日本評論社 239-241 頁
	その他	『メディア判例百選[第2版]』	共著	2018 年 12 月	有斐閣 162-163 頁
和田 吉弘	著書	『民事手続法入門〔第5版〕』	共著	2018 年 4 月	有斐閣 51 頁-82 頁、156 頁-178 頁
坂田 隆介	著書	『いま、日本国憲法は〔第6版〕』	共著	2018 年 11 月	日本評論社
	論文	「政教分離違反基準の変更に き変更」	単著	2018 年 4 月	『憲法判例のエニグマ』成文堂
	論文	財政と福祉権保障	単著	2018 年 6 月	『福祉権保障の現代的展開』
	論文	「アメリカ判例の最前線 9ー Zubik v. Burwell, 136 S. Ct. 1557 (2016)判決」	単著	2018 年 10 月	法学セミナー765 号

小田 幸児	論文	「被疑者・被告人の身体拘束 と弁護活動」	共著	2018年6月	第一法規 日本弁護士連合 会編『現代法律実務の諸問 題 平成29年度研修版』
-------	----	-------------------------	----	---------	--